

平成29年度
日立市環境教育活動支援事業補助金
活用事例活動報告書



平成30年7月

日立市

はじめに

本市の環境教育活動支援事業は、平成18年度に新日鉱ホールディングス株式会社（現JXTGホールディングス株式会社）100周年事業の一環として、「次の時代を担う子どもたちが環境や自然を学び研究するための活動に役立ててほしい」との温かい想いととも、多大な御寄附をいただき、その趣旨を受け、子どもたちの環境教育活動を支援するため「日立市環境教育基金」を創設し、環境に関する活動を行う団体に支援を行っている事業です。

本報告書は、平成29年度に支援を受けた22団体の活動内容等を取りまとめたものであり、本報告書を通じて、子どもたちを始め、たくさんの皆様に本市の自然の豊かさや活発な環境活動を知っていただき、より一層の活動の広まり、活性化を期待しているところです。

本市にはこれまで、企業や地域住民、そして行政が一体となり、環境問題に取り組み、克服してきた歴史があります。この先人達が連綿と育んできた環境を大切に、する心と豊かな自然環境を、次世代へつないでいくためにも、環境に関する活動への支援は、市の重要な施策の一つとして、引き続き積極的に取り組んでいきたいと考えていますので、皆様の御協力をよろしく申し上げます。

 **目次****◎ 日立市環境教育活動支援事業の概要について**

○日立市環境教育基金について	2
○日立市環境教育活動支援事業補助金について	2
○日立市環境教育基金活用審査委員会について	3
○日立市環境教育活動支援事業の賛同団体について	3
○環境教育活動発表会について	4
○環境教育活動発表会の開催状況	5
○平成30年度環境教育活動発表会について	6
○環境教育活動ポスター展について	6

◎ 平成29年度に補助金を活用した団体の活動報告

○十王川キッズクラブ	8
○はなやま環境エコ体験隊実行委員会	9
○おおせ元気っ子クラブ	10
○日立十王緑の少年団	11
○楡形小 十王川の生き物を守る会	12
○豊浦小学校こどもエコクラブ	13
○ホテルの棲む滑川を守る会	14
○中里の環境を考える会	15
○大久保学区を住みよくする会	16
○塙山小学校 自然の森を守る会	17
○東小沢久慈川の環境を守る会	18
○茨城県立日立第一高等学校	19
○茨城県立日立工業高等学校	20
○茨城県立多賀高等学校ボランティア部 Small Hands	21
○久慈小学校児童会	22
○日立市立助川中学校生徒会	23
○油縄子の環境を美しくする会	24
○大沼ピオトープを守る会	25
○ひたちエコキッズ★チャレンジ	26
○水木鮭っ子クラブ	27
○ボーイスカウト日立第8団	28
○十王学区子ども会育成連合会	29
◆日立市環境教育活動支援事業補助金Q&A	30

◎ 資料

○日立市環境基本条例	32
○日立市環境都市宣言	34



日立市環境教育活動支援事業の
概要について

日立市環境教育基金について

平成18年に新日鉱ホールディングス株式会社（現JXTGホールディングス株式会社）100周年事業の一環として、当市へ1億円の寄附金をいただきました。これを原資に、「日立市環境都市宣言」及び「日立市環境基本条例」の基本理念に沿った環境教育事業を推進するため、「日立市環境教育基金」を設置しました。

日立市環境教育活動支援事業補助金について

「次の時代を担う子どもたちが環境や自然を学び研究するための活動に役立ててほしい」という寄附の趣旨から、子どもたちが中心となって、自然を守るための実践活動や環境に関する活動を行う団体に対し、日立市環境教育基金を活用した補助が行われています。平成18年度から平成29年度までの12年間で、50団体のべ229事業が補助を受けました。

年度別補助金活用団体数一覧

年 度	活用団体数	年 度	活用団体数
平成18年度	1団体（6グループ）	平成24年度	21団体
平成19年度	21団体	平成25年度	21団体
平成20年度	19団体	平成26年度	24団体
平成21年度	19団体	平成27年度	21団体
平成22年度	19団体	平成28年度	20団体
平成23年度	21団体	平成29年度	22団体

日立市環境教育基金活用審査委員会について

日立市環境教育基金の有効な活用を図るため、日立市環境教育基金活用審査委員会を設置し、補助金申請内容の審査や活動状況の確認を行っています。

平成29年度 日立市環境教育基金活用審査委員会委員名簿（順不同・敬称略）

氏名	所属	備考
田代 俊太郎	J X金属(株)日立事業所 総務課長	
小野 真一	(株)日立製作所日立事業所 電力環境管理センター グループリーダ主任技師	
穂積 訓	茨城キリスト教大学助教	
栗原 由紀子	環境を創る日立市民会議委員	
田所 強	日立市市長公室企画調整課長	
折笠 良平	日立市教育委員会指導課長	
今橋 徹也	日立市生活環境部長	委員長

日立市環境教育活動支援事業の賛同団体について

日立市環境教育基金は、日立市環境教育活動支援事業に御賛同いただいている団体からの寄附によって支えられています。

御賛同いただいている企業・団体（順不同・敬称略）

新日鉱ホールディングス株式会社（現 J X T G ホールディングス株式会社）

株式会社セイブ

株式会社サンユーストアー

生活協同組合パルシステム茨城

日立市多賀農業協同組合

十王町地産地消施設利用組合

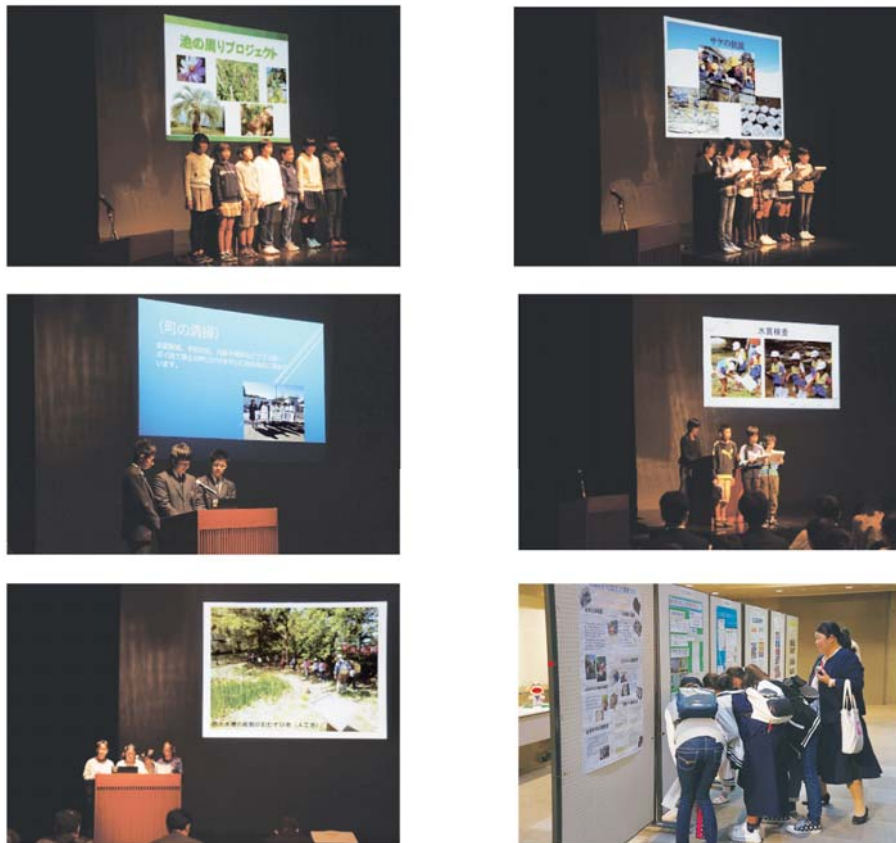
うかる文化振興委員会

和田ストアー

環境教育活動発表会について

「環境教育活動発表会」は、日上市環境教育活動支援事業補助金を活用した団体が、1年間の活動成果を発表し、振り返りの機会の創出や活動団体相互の交流、活動団体間の情報共有を行っているものであり、新たに基金の活用を考えている団体への情報提供の場ともなっています。発表会の会場には、発表を行う子どもたちの指導者や保護者をはじめ、学校関係者、ボランティア団体など多くの聴講者が来場し、子どもたちの発表に耳を傾けています。

平成29年度の環境教育活動発表会では、平成28年度に活動した全20団体のうち、5団体のみなさんがステージで発表しました。また、発表会に併せて、全20団体が活動内容をまとめたポスターを作成し、展示発表を行いました。



平成29年度環境教育活動発表会の様子

講評について

発表終了後には、日上市環境教育基金活用審査委員会委員のうち、JX 金属(株)選出の委員と日上市教育委員会指導課長より、活動内容の良かった点や今後の活動に期待する点などをまとめて講評が行われました。

子どもたちは、自分が行った環境に関する活動について、第三者から評価をもらうことにより、新たな気づきを得、次の活動への意欲を高めることができました。

環境教育活動発表会の開催状況

年度	開催日時	開催場所	発表団体	出席者数
平成19年度	8月4日(土) ※1	日立シビックセンター 502号会議室	日立市教育研究所	約100名
平成20年度	7月19日(土) ※1	日立シビックセンター 多用途ホール	茨城県立日立北高等学校	約130名
			おおせ元気っ子クラブ	
			楡形小 ホタルを守る会	
			留第二子ども会	
			豊浦小学校こどもエコクラブ	
平成21年度	7月18日(土) ※1	日立シビックセンター 501号、502号会議室	茨城県立日立第一高等学校	約100名
			おおせ元気っ子クラブ	
			楡形小 ホタルを守る会	
			久慈地区を美しくする会	
平成22年度	7月17日(土) ※1	日立シビックセンター 501号、502号会議室	茨城県立多賀高等学校ボランティア同好会 SmallHands	約100名
			茨城県立日立第一高等学校	
			おおせ元気っ子クラブ	
			楡形小 ホタルを守る会	
			駒王中学校科学研究部自然環境グループ	
平成23年度	2月5日(日)	日立シビックセンター 501号、502号会議室	茨城県立日立第一高等学校	約80名
			おおせ元気っ子クラブ	
			豊浦小学校こどもエコクラブ	
			ボーイスカウト日立第8団	
平成24年度	7月21日(土) ※1	日立シビックセンター 多用途ホール	茨城県立多賀高等学校ボランティア同好会 SmallHands	約130名
			茨城県立日立第一高等学校	
			ひたちエコキッズ★チャレンジ	
			ボーイスカウト日立第8団	
			駒王中学校科学研究部自然環境グループ	
平成25年度	7月27日(土) ※1	日立シビックセンター 多用途ホール	茨城県立日立工業高等学校	約100名
			茨城県立日立第一高等学校	
			多賀中学校生徒会	
			塙山小学校自然の森整備委員会	
			日高小学校科学クラブ(気象観測班)	
平成26年度	7月19日(土) ※1	日立シビックセンター 多用途ホール	茨城県立日立工業高等学校	約120名
			大久保学区を住みよくする会	
			日立市立助川中学校生徒会	
			ボーイスカウト日立第8団	
			ホテルの棲む滑川を守る会	
平成27年度	6月28日(土)	日立シビックセンター 501号、502号、 503号会議室	東小沢小久慈川の環境を守る会	約200名
			ホテルの棲む滑川を守る会	
			成沢科学クラブ	
平成28年度	10月15日(土) ※2	日立シビックセンター 音楽ホール	茨城県立日立第一高等学校	約650名
			ボーイスカウト日立第8団	
平成29年度	10月21日(土)	日立シビックセンター 多用途ホール	中里の環境を考える会	約200名
			楡形小 十王川の生き物を守る会	
			大沼ビオトープを守る会	
			はなやま環境エコ体験隊実行委員会	
			茨城県立多賀高等学校ボランティア部 SmallHands	

※1 エコフェスひたちと同時開催

※2 日立市環境教育活動支援10周年記念講演会と同時開催

平成30年度環境教育活動発表会について

平成29年度に補助金を活用した団体による環境教育活動発表会を、平成30年10月20日（土）に日立シビックセンター多用途ホールにて開催する予定です。当日は、5つの団体によるステージ発表と全ての団体の活動ポスターの展示を行います。

環境教育活動ポスター展について

補助金を活用した団体に活動内容をまとめたポスターを作成してもらい、毎年7月に行われるエコフェスひたちの開催に合わせてポスター展を開催しています。

平成29年度に活動した22団体によるポスター展は、平成30年7月17日（火）から21日（土）に日立シビックセンターギャラリーにおいて開催します。



昨年度の様子



平成29年度に
補助金を活用した団体の活動報告

十王川キッズクラブ

【活動名】 十王川まるごと体験

【団体構成】 十王地区の子ども会を中心としたこどもエコクラブ

小学生	109名
大人	12名
合計	121名

【主な活動場所】 十王川、たかはら自然塾

【活動目的】 川で遊び、観察するなど川との関わりの中で、体験活動をとおして、地域の豊かな自然環境を理解する。

【活動の様子】

7月2日(日) 霞ヶ浦湖上体験



霞ヶ浦・環境科学センターで水質実験

7月10日(月) 水生生物調査



小学校総合学習で水中生物調査

8月11日(金) まるごと体験



カヌー・浮遊体験、水辺遊び、生物調査

10月25日(水) 鮭特別採捕・ふ化



鮭を採捕、採卵、ふ化。稚魚を学校で飼育

11月19日(日) 自然体験・環境学習



たかはら自然塾創作体験活動。
そば打ち、間伐、里山体験

2月28日(水) 鮭稚魚放流



保育園、幼稚園、小学校300人が参加。
学校で育てた稚魚を放流。2～8年で戻る

【活動の成果】 川で遊び、親しむことから日常生活での川との関わりを考えるようになった。体験を通じて、循環・共生といった環境問題に対する意識をもつことから、自ら環境づくりへの主体的な行動へと結びつけることができた。

はなやま環境エコ体験隊実行委員会

【活動名】 はなやま環境エコ体験隊実行委員会

【団体構成】 塙山小学校に通う児童、塙山学区住みよいまちをつくる会をはじめ、塙山小 PTA、学区子ども会育成連合会、スポーツ少年団、青少年育成関係団体等

小学生	17名
大人	20名
合計	37名

【主な活動場所】 塙山学区及び日立市周辺施設、福島県鮫川村、かすみがうら市、坂東市、ひたちなか市

【活動目的】 子どもたちに、自然環境やエコロジーなどについて学習する機会を与えることで、自然環境について関心を持ち重要性を考えさせることを目的としている。

【活動の様子】

5月7日(日)	開講式&御岩神社ウォーキング(自然観察)
6月3日(土)	事前研修
6月12日(月)	農業体験 さつま芋苗植え
6月16日(金)~17日(土)	事前研修
7月1日(土)	事前研修
7月15日(土)	事前研修
8月1日(火)~3日(木)	福島県鮫川村 宿泊自然体験 (交流会、自然観察、天体観測、ブルーベリー収穫ほか)
8月22日(火)	霞ヶ浦湖上体験スクール(茨城県森林湖沼環境税活用事業) 霞ヶ浦ラクスマリーナ・雪入ふれあいの里公園
10月21日(土)	環境教育活動発表
10月29日(日)	森林・林業体験学習事業(茨城県森林湖沼環境税活用事業) ミュージアムパーク茨城県自然博物館
10月30日(月)	農業体験 芋掘り
12月2日(土)	自然素材でクリスマスリースづくり
2月24日(土)	ひたち海浜公園(冬の野鳥観察会)
3月26日(月)	座禅体験、閉講式



【御岩神社】



【霞ヶ浦湖上体験】



【ひたち海浜公園冬の野鳥観察会】

【活動の成果】 年間を通し共同体験を行う事で自主性や協調性を高めることができた。豊かな自然環境の中で昆虫観察や植物観察、また湖上体験では水質汚染による環境汚染について学んだことで、家庭でも取り入れ実践できるよう奨めることができた。また、野鳥観察会では様々な鳥たちを観察することができた。

おおせ元気っ子クラブ

【活動名】 あらゆる環境を体験で学び理解しよう！！

【団体構成】	会瀬小学校児童と	小学生	85名
	会瀬学区コミュニティ推進会青少年育成部スタッフ	大人	12名
		合計	97名

【主な活動場所】 会瀬交流センター、会瀬小学校他

【活動目的】 地域の子どもは地域で育てる青少年健全に育成事業
東日本大震災を忘れないためにも海岸地域に住んでいる子どもたちに地域の大人たちが、山と海の自然環境（地域の変化）・環境保護を学び理解し、あらゆる環境の体験のきっかけづくりを行う。

【活動の様子】

地域探検
会瀬海岸



KYT
(危険余地
トレーニング)



東海テラパークで
研修



東京都水の科学館
見学



エコフェス
ツアー



会瀬小
ペットボトルイカダ



元気っ子クラブ
結団式

【活動の成果】 環境教育活動支援基金を活用することによって、あらゆる環境について学校・家庭で体験できないことを学ぶことができた。
郊外楽習（原電テラパーク・東京都水の科学館）をとおして見聞を広めることができた。
継続して学ぶことによって自然の偉大さ・大切さなど体験をとおして学ぶことができた。

日立十王緑の少年団

【活動名】 森林愛護隊事業

【団体構成】 山部小学校児童と 小学生 31名
教職員 大人 10名
合計 41名

【主な活動場所】 山部小学校

【活動目的】 緑に親しみ、緑を大切にする心を育てる。
地球環境に関心を持ち、植物を愛する心を育てる。
ふるさと山部を愛し、住みよい郷土づくりに積極的に活動しようとする態度を育てる。

【活動の様子】 4月11日(火) 緑の少年団結団式
5月18日(木) たてわり班による除草作業
5月30日(火) 緑の羽根募金活動
8月26日(土) 奉仕作業
9月16日(土) 緑の少年団パレード



【緑の少年団結団式】



【花の苗植え】



【ゴーヤの苗植え】

【活動の成果】 植物を大切に育てていこうとする心や態度の育成が図られた。
ふるさと山部が自然にめぐまれ、住みやすい環境であることを実感することができた。

櫛形小 十王川の生き物を守る会

【活動名】 十王川の生き物を育てよう

【団体構成】 櫛形小学校児童と 小学生 151名
教職員 大人 25名
合計 176名

【主な活動場所】 櫛形小学校周辺（ビオトープ）及び十王川

【活動目的】 学校ビオトープづくりやサケの飼育活動を通して、つながりの中で生きる「命」を実感させるとともに、環境と生物との関わりについて理解を深め、次世代の担い手である子どもたちに、地域の自然と共にによりよく生きていこうとする態度を養う。

【活動の様子】

5月24日(水)
十王川の現状調査



6月29日(木)
十王川のゴミ拾い活動



9月7日(木)
水生生物観察会



十王川へ行き、日立市環境政策課の方々と川の様子を観察するとともに、サケがエサとする水生生物を観察し、水質との関連を知った。

11月7日(火)
サケの採取・採卵観察会



サケを採取している様子を観察し、サケの採卵と受精について勉強した。

11月21日(火)
ビオトープ大作戦



生き物が住みやすいビオトープにしていこうと、学校のビオトープの改善を目指し、整備をした。

12月18日(月)
ビオトープ大作戦2

2月28日(水)
サケの放流



十王キッズクラブの方々と一緒に、サケについて勉強した後、学校で育てたサケの稚魚を十王川に放流した。

【活動の成果】 自然に親しみ、水生生物の調査やサケを育てる活動を通して、自然保護の大切さや豊かな心情を培うことができた。水生生物の飼育を通して、生命の尊さや不思議を実感させることができた。

豊浦小学校こどもエコクラブ

【活動名】 地域の特色を生かした生活科・総合的な学習の時間の実践

【団体構成】 豊浦小学校児童と 小学生 495名
教職員 大人 27名
合計 522名

【主な活動場所】 豊浦小学校周辺、十王川周辺

【活動目的】 地域の自然に触れ、様々な体験をする事で、身近な自然環境について理解するとともに、環境問題について考える力を身に付ける。

【活動の様子】

7月10日（月） 十王川体験学習

4年生が総合学習の時間に十王川へ行き、市の「環境政策課」や「十王川を楽しむ会」のみなさんから十王川についての話を聞いた後、以下の3つの体験活動を行った。

水生生物の調査



水中観察・魚の観察



石投げ・水鉄砲・ストーンペインティング



【活動の成果】 十王川の生きものの採取や観察などの体験を通して、身近な自然について興味関心を高め、その自然環境を守っていくことの大切さに気付くことができた。

ホタルの棲む滑川を守る会

【活動名】 地域とともに環境づくり大作戦

【団体構成】	滑川小学校児童（ホタル少年団15名含）と 教職員、滑川交流センター職員等	小学生	345名
		大人	40名
		合計	385名

【主な活動場所】 滑川小学校周辺（理科室前観察池（ビオトープ）、北川等）

【活動目的】 地域とともにつくる環境教育を推進し、心豊かな児童を育成する。

【活動の様子】

4年生児童が中心に北川周辺の清掃活動を行い、ホタルの棲める環境づくりに取り組んだ。（4月～3月）



「ホタル少年団」を中心に、理科室のおじさんの協力を得ながらビオトープを整備し、カワニナ等の飼育やホタルの成長の様子を観察した。（4月～3月）

ホタルの幼虫は滑川交流センターの「ホタルの里親」の方々と「ホタル少年団」が一緒になって北川に放流し、2か月後にはホタル観賞会とともに研修会を開き、ホタルに対する知識を深めた。（4月～6月）



草花に囲まれた豊かな環境づくりに向け、学年の児童が協力し合い、除草や花壇づくりを行った。また、全校あげての奉仕活動でホタルの棲む滑川になるように取り組んだ。（4月～3月）



【活動の成果】 6月のホタル観賞会では、滑川小脇の北川で暗闇に光る美しいホタルを観察することができた。それは理科室のおじさんや地域で組織する「ホタルの里親」の方々を講師として招き、指導を受けながらホタルを大切に育てるとともに、ホタル少年団や4年生児童が中心になって北川周辺の清掃活動を定期的に行い、ホタルが生息しやすい環境づくりに取り組んできた成果といえる。また、学年花壇の栽培活動に加え、プランターでの花の栽培に学校をあげて取り組む中で、美しい環境づくりに貢献する心豊かな児童の育成を図ることができた。

中里の環境を考える会

【活動名】 夢いっぱい 笑顔いっぱい 中里っ子 育成プロジェクト

【団体構成】	中里小学校児童と	小学生	24名
	教職員	大人	11名
		合計	35名

【主な活動場所】 中里小学校と学区周辺地域

【活動目的】 環境を大切にする心や勤労精神を養い、豊かな心の育成を図る。
地域との交流を通して、学校や郷土を愛する心の育成を図る。

【活動の様子】

米づくり：地元の方に水田をお借りして、もち米を毎年作っているが、今年度は豊作で、53kgのもち米を収穫できた。このもち米は、1月に地域で開催される「どんど火祭り」のまゆ玉に使用した。

(田植え↓)



(稲刈り↓)



(とれたもち米↓)



花いっぱい運動：花壇に苗を植えたり、整備をした。また、寄せ植えをしたプランターを地域にも配布した。定期的に草取りをして、花を大切に育てた。



リンゴの栽培：4年生が中心となって、リンゴの摘果や成長の過程を観察した。中学生と一緒に活動することができた。



【活動の成果】 今年度は、もち米を中里交流センターにたくさん寄附することができた。また、リンゴの栽培や花いっぱい運動を通して、地域との交流を図ることができた。子どもたちは地域と交流したり普段できない体験をしたりすることができた。年間を通して、自然の中でのびのびとした心豊かな活動が実践できた。

大久保学区を住みよくする会

【活動名】 大久保学区をきれいにし、大久保の自然に親しもう

【団体構成】	大久保小学校児童と	小学生	536名
	教職員	大人	40名
		合計	576名

【主な活動場所】 大久保小学校とその周辺

【活動目的】 児童と保護者や地域の方々との交流を広げたり、深めたりしながら、「ふるさと大久保」の環境をよくする。

学校や地域に花を植えたり、学校のシンボルツリーである推定樹齢140年の桜について理解推進したりするなどして地域や自然を大切にしようとする心と実践力を育てる。

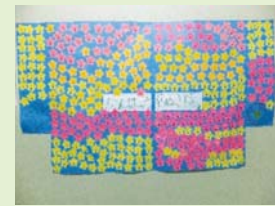
【活動の様子】

7月上旬 草ぬき隊・苗植え（第一回）



263名の児童が参加し、環境美化に取り組んだ。
参加者は、名前掲示とオリジナルバッジが授与された。
マリーゴールド、サルビア、コキアを植えた。

11月下旬 草ぬき隊・苗植え（第二回）



低学年も参加し、373名の児童が参加した。
ビオラを植えた。

3月下旬 看板設置

大久保小のシンボルツリーである樹齢140年の桜の木（ソメイヨシノ）に紹介看板を設置した。

【活動の成果】 草ぬき隊は、期間を限定して行うことで意欲的に行うことができた。今年度から草ぬきだけでなく、苗植えを行うことで、意欲的に参加する児童が増加した。また、花壇経営を児童中心にすることで責任感が芽生え、熱心に取り組むことができた。

埴山小学校 自然の森を守る会

【活動名】 自然の森環境プロジェクト

【団体構成】 埴山小学校児童と
教職員

小学生	345名
大人	27名
合計	372名

【主な活動場所】 埴山小学校の敷地内

【活動目的】 埴山小学校の自然の森を守り、自然の森に生息する生き物を育てることで、つながりの中で生きる命を実感させると共に、自然とともにより良く生きていこうとする態度を養う。

また、全校児童で植物を育てる活動を通して、命のつながりを実感させる。

【活動の様子】

自然の森の説明会



説明会では、池や水路、湿地の池、木の手入れ等についての説明を聞き、今後の活動の参考になった。

花壇・自然の森のお世話



花壇に腐葉土や鶏ふんを入れて耕すと、植物がぐんぐん育ってきた。また、自然の森の手入れ（水路・湿地の池・池を空にしての大掃除）をした。

自然の看板・テーブルづくり



自然の森の伐採した木を加工し、児童の手ですばらしい自然の森の看板・くつろぐことができる腰掛け・テーブルを設置した。

【活動の成果】 自然の森に生息するメダカなどの水生生物の育成や学校園の緑化整備等を行ったことで、命の尊さや自然環境を見直すことができ、環境保全の意識が高まった。

東小沢久慈川の環境を守る会

【活動名】 久慈川の自然を守ろう

【団体構成】 東小沢小学校児童と 小学生 32名
教職員、保護者 大人 38名
合計 70名

【主な活動場所】 東小沢小学校周辺や久慈川の河川敷

【活動目的】 東小沢小学校周辺や久慈川の水質や水生生物、野鳥等の観察・調査等の活動を通して、自然環境の大切さを知り、生活に生かすことができるようにする。

【活動の様子】

9月4日(月) 里川機初橋下流付近で水生生物による水質の簡易調査

川の様子を調べる



簡易水質調査



水生生物調査



水の色やにおい、パックテストや透視度計で水質を調査した。さらに、川に住む水生生物を採取して、種類ごとにわけた。水質や水生生物の種類から里川はきれいな水であることが分かった。

2月27日(火) 久慈川流域での野鳥観察

野鳥観察



報告会



双眼鏡や望遠鏡で野鳥を観察し、メモをとりながら野鳥を調査した。報告会で28種類の野鳥が観察できたことを確認した。久慈川流域の豊かな自然環境を知ることができた。

【活動の成果】 調査や観察等の体験学習を通して、久慈川周辺はきれいな自然環境が保たれていることを知り、自然環境を守っていくことの大切さに気付くことができた。

茨城県立日立第一高等学校

【活動名】 日立市内の自然環境調査

【団体構成】	科学系部活動の生徒と	高校生	18名
	顧問教員	大人	6名
		合計	24名

【主な活動場所】 会瀬海岸、東滑川海浜緑地、久慈川

【活動目的】 地域の自然環境の研究・調査を通して、生徒の自然環境に対する保護・保全の意識を高める。

【活動の様子】

通年 会瀬海岸の調査



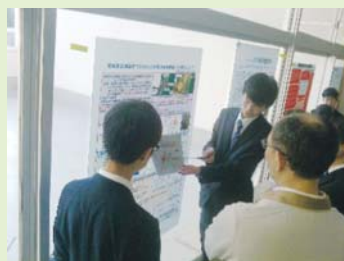
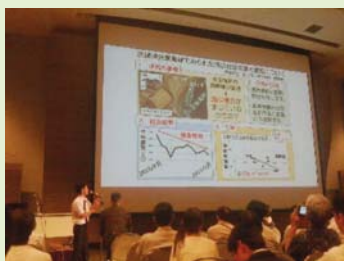
会瀬海岸の地形を測量し、海岸侵食について調査した。

7月29日(土)・12月2日(土)他 各種野外巡検調査



日立市内外で野外巡検を行い、茨城県の地史を学んだ。

5月21日(日)・11月3日(金)他 各種研究発表大会



海岸地形に関する研究発表活動を通して、海岸侵食や環境保全について学んだ。

【活動の成果】 自然を科学的に考察する態度が身についたほか、研究発表を通して、プレゼンテーション能力が向上した。また、茨城県高文連自然科学部研究発表会県予選において入賞し、2018 信州総文祭の県代表に選出された。

茨城県立日立工業高等学校

【活動名】 環境教育活動と省エネカー燃費競合車両の製作研究

【団体構成】 情報技術部及び自動車部生徒と 高校生 30名
顧問教員 大人 10名
合計 40名

【主な活動場所】 日立工業高等学校

【活動目的】 各種環境活動やエコフェス等へ参加し、エネルギー消費と省エネルギーについて考えてもらうイベントを企画する。

省エネカー燃費競技大会用のマシンを製作して、ものづくりの醍醐味を知ると同時に、環境問題、エネルギー問題について考える。

【活動の様子】

●情報技術部

7月22日 エコフェスひたち2017



10月29日 水木秋祭り



エコフェスひたち2017、水木秋祭りに参加をし、幼稚園生からお年寄りまで多くの方とミニソーラーカーを製作し、省エネ技術について学んだ。

●自動車部

ホンダエコマイレッジチャレンジ2017（全国大会）

（ツインリンクもてぎ 9/30（土）・10/1（日））



Aチーム 記録 1163.291 km/L 138台中 14位

Bチーム 記録 993.842 km/L 138台中 20位

好記録を叩出し、省エネと環境問題について学んだ。

【活動の成果】 知識として持っている省エネ技術を自らの手でつくることにより、生徒はより省エネ技術の大切さや仕組みを理解することができた。また、普段の生活を見直すきっかけとなった。

茨城県立多賀高等学校ボランティア部 Small Hands

【活動名】 廃油キャンドルと古い傘で作ったエコバッグ

【団体構成】	ボランティア部生徒と	高校生	34名
	顧問職員	大人	2名
		合計	36名

【主な活動場所】 多賀高校校内、市内環境フェア会場

【活動目的】 身近なものを使ってリサイクルをしたり、エコについて考える。

【活動の様子】 7月22日(土) エコフェスひたち2017 (日立新都市広場)
10月8日(日) はくさんまえ公園まつり (十王)
12月3日(日) クリスマスマーケット in 多賀 (多賀市民プラザ)

いずれのイベントでも多賀高校ボランティア部のブースを設置し、来場者に廃油で作るキャンドルの作成体験をしてもらったり、エコバッグ販売などを行った。



はくさんまえ公園まつりにて



クリスマスマーケットにて

【活動の成果】 ゴミとして出している廃油を集めキャンドルとして再生したり、古いキャンドルをとかして新しいキャンドルを作ったり、使えなくなった傘の布を使ってエコバッグを作ったりするというリサイクルを行うことで、部員達はゴミを増やさないとやものを大切にする考えを養った。各イベントでは毎年足を運んでくださる方がいて、私達の活動の励みになっている。

久慈小学校児童会

【活動名】 久慈小学校区環境保全・美化活動

【団体構成】 久慈小学校児童と 小学生 265名
教職員 大人 30名
合計 295名

【主な活動場所】 久慈小学校、久慈浜海水浴場周辺

【活動目的】 地域自然環境に清掃活動や緑化活動等に関わることを通して、環境保全・環境美化意識を高め、愛校心を高めるとともに、自ら環境に働きかけたり、ともによりよく生きようとしたりする実践力を養う。

【活動の様子】

春と秋 種から育てた草花等の植え付け



7月11日(火) 久慈浜海岸清掃



冬 プランターの草花栽培(温室等で育苗)



【活動の成果】 草花栽培では、種から育てた草花の苗を花壇やプランターに植え付け、学校を花で綺麗にすることができた。環境美化活動によって、児童は草花や自然に関心を持ち、綺麗な環境を意識するようになっている。現在は新校舎建て替え工事中で、校庭や花壇が狭く、プレハブ校舎と旧校舎に分かれて学校生活を送っている。そこで、校内通路に花のプランターを置いて、児童が花に親しめるようにした。水やりは大変だが、綺麗に咲いた花を見て心が癒されている。毎年実施している全児童での久慈浜海水浴場の海岸清掃は、異学年の班ごとにボランティアの保護者の協力を得て、安全に楽しく実施できた。

児童は、地域の一員としての自覚を深め、地域への郷土愛・奉仕の気持ちを育むことができた。

日立市立助川中学校生徒会

【活動名】 ゴミ0（ゼロ）作戦～住みよい地域にするために～

【団体構成】	助川中学校生徒と	中学生	261名
	教職員	大人	29名
		合計	290名

【主な活動場所】 助川中学校周辺及び通学路ほか

【活動目的】 通学路や校内地域及び日立市全体の環境問題について学習を深める。
空き缶やごみを拾う等の活動を通して、環境保全・改善に対する意識の高揚と実践能力を育成する。

【活動の様子】



「ゴミ0作戦」を旗で周知



参加率100%を目指してチェック



ダストカーを利用してゴミを分別

通学路に落ちていたゴミなどを拾い、地域の環境美化に貢献した。また、スチール缶やアルミ缶、ペットボトル、燃えるゴミ、その他に分別して回収した。これらの活動を月に一回行うことで、生徒が環境について考えて生活している。

【活動の成果】 生徒の環境に対する豊かな感受性を育てながら、よりよい環境保全・改善のために主体的に行動する実践的な態度や能力を育成することができた。

油繩子の環境を美しくする会

【活動名】 地域花いっぱい・環境美化運動

【団体構成】	日立特別支援学校児童生徒と 教職員	小中学生・高校生	138名
		大人	94名
		合計	232名

【主な活動場所】 日立特別支援学校及びその周辺

【活動目的】 環境を大切にする心の教育及び勤労精神を育成する。
地域の交流を通して学校や地域を大切にする心を育成する。

【活動の様子】



「元気に芽を出してね」と心を込めて種をまいた。



「きれいな花を咲かせてよ」と願いを込めて、苗を植え替えた。



こんなにたくさんのきれいな花が咲いた！



地域みんなが喜んでくれるかな。
リヤカーに花を積んで、地域の方々に届けた。

【活動の成果】 夏と春の草花を種から大切に育てることで、勤労の喜びや協力し合うことの大切さ、地域環境を大切にする心の育成を図ることができた。

育てた花のプランターを学校周辺の公共施設や事業所に届けることで、地域の方々との交流を深め、相互理解と地域の緑化に貢献することができた。

大沼ビオトープを守る会

【活動名】 大沼小ビオトープを守ろう

【団体構成】 大沼小学校児童と 小学生 97名
教職員 大人 3名
合計 100名

【主な活動場所】 大沼小学校ビオトープ周辺ほか

【活動目的】 ビオトープ環境保全活動を通して、環境を守っていこうとする意欲を高め、自然を大切にしていこうとする心情を育む。

【活動の様子】 ————— ビオトープの整備 —————



赤羽緑地からいただいた彼岸花の定植



安全のための杭打ち



一年生と交流 ツワブキ・ナデシコを定植



生き物のお墓を改修



クヌギを植樹



ベンチの設置

【活動の成果】 学校ビオトープの環境保全活動を通して、自然に親しむ機会が増えたり、動植物を大切にしようとしたりする態度が身についた。また、自分たちで、より良いビオトープにするために、児童が主体的に計画を立てて実施し、実施後のまとめの発信を行うことができた。今年度生じた課題を来年度の5学年に引き継ぎ、継続してビオトープの環境保全活動を行っていく。

ひたちエコキッズ★チャレンジ

【活動名】 キッズISO14000プログラムにチャレンジ

【団体構成】 宮田小学校児童と 小学生 66名
教職員 大人 5名
合計 71名

【主な活動場所】 宮田小学校及び各児童の家庭

【活動目的】 「地球資源（エネルギー）を大切に作る人づくり」を目指し、児童たちが地球温暖化をはじめとする環境問題を知る。
何が問題で、どうすれば解決できるか自分にできることは何かを考え、自ら行動を起こし、継続する力を身につける。

【活動の様子】

(1) 5月30日 地球温暖化について知る。



東京ガスの出張授業「防ごう！地球温暖化」

(2) 6月1日「キッズISO14000プログラム入門編」の説明を受ける。



全員にワークブックを配付。
映像を交えて、活動の趣旨や
家庭でのデータの取り方を
学習した。

(3) ワークブックをもとに、児童が家庭で電力消費・ガス消費・水道使用状況・ごみ処理についての現状を把握し、記録した。

(4) 記録したデータを元に、どうしたらエネルギーの消費やごみの排出量を減らせるか考える。児童は家庭内のリーダーとして作戦を立て、実践内容や役割分担などについて提案した。

(5) 提案した内容を実行し、データを記録した。

(6) 結果を以前のデータと比較することにより、取り組みの自己評価を行い、次の目標を考えた。

(7) 「キッズISO14000プログラム初級編」に取り組んだ（希望者）。

【活動の成果】 実際にエネルギー消費やごみ排出量を記録したことで、問題意識をもち、エコを意識した生活・行動をしていこうという意欲が高まった。自ら実践し、活動を継続していこうとする児童が増えた。

水木鮭っ子クラブ

【活動名】 鮭稚魚の孵化及び放流事業

【団体構成】	水木小学校児童、水木幼稚園園児、 泉が丘中学校生徒 サポーターとしての大人	幼稚園児・小中学生 120名 大人 10名 合計 130名
--------	---	--

【主な活動場所】 水木交流センター、水木小、泉丘中、水木幼稚園、
学区内協力者宅、イトヨの里泉が森公園

【活動目的】 鮭の受精卵から孵化、育成、放流までを体験する事により、生き物を育てる大切さ、難しさ、また稚魚の死滅等による悲しみを身近な出来事として体験する事により自然環境に付いて考えるきっかけとなり、今後の社会生活に反映出来る様な子どもを育てる。

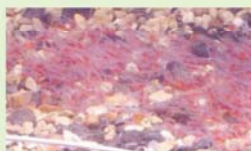
【活動の様子】



平成 29 年 12 月
那珂川第一漁協での受精卵の様子



平成 30 年 1 月 5 日
受精卵 12,000 個を、水木交流センター、水木小及び学区内関係部署へ配布



平成 30 年 1 月 15 日
水木交流センターで受精卵が孵化した。



平成 30 年 2 月 20 日
成長した稚魚の様子
左：交流センター
右：泉丘中



平成 30 年 3 月 5 日
泉川へ稚魚を放流

【活動の成果】 水木交流センターでは、毎日交流センターを利用する皆さん（利用者約 200 人/日）や近隣の幼稚園園児に鮭稚魚の成長過程を見て頂いた。水木小、泉丘中、水木幼稚園では、昇降口付近に設置した水槽を登下校時に見て、鮭の成長具合を観察した。結果として、生き物への関心を持って頂いたのと、泉川への放流を通じ、自然環境への理解、また、生き物を育てる事の難しさ、楽しさを学んだ。

ボーイスカウト日立第8団

【活動名】 自然を守るひとしづく活動

【団体構成】	小学生から高校生までのスカウト	小学生・中学生・高校生	15名
	大学生のスカウト	大人	27名
	リーダー（大人）	合計	42名

【主な活動場所】 那珂川、霞ヶ浦ほか

【活動目的】 霞ヶ浦湖上体験スクール（県事業）及びカヌーツーリングでの水質調査を通して水環境について学ぶことにより、自らの環境保全行動に気づき、実践することを目的とする。

【活動の様子】

平成 29 年 8 月 19 日（土）及び同年 11 月 19 日（日）
カヌーツーリングでの那珂川水質調査



夏と秋の河川水質を比較し、自分たちにできることを考えた。

平成 29 年 7 月 23 日（日）

霞ヶ浦湖上体験



楽しみながら、水の大切さが良く理解できた。

【活動の成果】 それぞれの活動において、自分たちに何ができるかを振り返り学習し、人間の生活がいかに環境に影響しているか、水資源の大切さも理解することができた。また、節水に心掛けるなどの意見があった。

十王学区子ども会育成連合会

【活動名】 子ども会の花壇作りを応援しよう

【団体構成】	十王学区の子ども会の小学生	小学生	86名
	子ども会の保護者	大人	85名
		合計	171名

【主な活動場所】 十王町内子ども会花壇

【活動目的】 十王学区内の子どもたちが花壇作りを楽しく、意欲を持って取り組めるよう支援する。子どもたちがお互いの花壇を審査、評価しあうことで、花壇作りに必要な知識と環境美化への関心を高めていくきっかけを作るため。

【活動の様子】

平成 29 年 7 月 29 日（土）

子ども会代表の子どもたちが集まり、それぞれの花壇を審査。
花のきれいさ、草引き手入れ、全体のバランスなど、特に気がついたこと、
がんばっていると思うところなどを子どもたちが審査を行った。



【活動の成果】 花壇審査に向けて、きれいな花壇作りのためには何が必要なのかを自ら考え、花壇維持の作業に意欲を持って取り組むことができるようになった。他の花壇と比べることで、花の種類と特徴を知り、きれいな花壇の作り方を計画できるようになった。

日立市環境教育活動支援事業補助金 Q&A

Q 1 どのような団体が補助の対象となりますか？

A 1 市内にある、子どもたちを中心とした団体です。

これまで、子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、こどもエコクラブ、少年団、学校（小学校から高等学校）、地域と学校が一体となった団体、部活動、生徒会、幼稚園などに補助しています。

Q 2 どのような活動が補助の対象となりますか？

A 2 子どもたちが中心となって行う、環境に関する実践活動、調査研究活動、普及啓発活動などです。

Q 3 補助金額はどのくらいですか？

A 3 1団体あたりの限度額は決めていませんが、予算の範囲内での補助になります。

Q 4 補助金を利用する場合のスケジュールを教えてください。

A 4 平成30年度補助金活用団体のスケジュールは以下の通りです。

時期	項目	内容等
4月中旬	補助金の申請	4月上旬から、補助金の活用を希望する団体の募集を行います。
5月上旬	審査、交付決定	日立市環境教育基金活用審査委員会で申請内容の審査を行い、補助金額等を決定します。
5月下旬	補助金の交付	決定した補助金を各団体に交付します。
補助金交付後	環境教育活動の実施	2月下旬までの間に、補助金を活用して活動を行います。
10月中旬	環境教育活動発表会への参加	平成29年度に活動した団体による成果の発表会に参加します。
3月上旬	実績報告書の提出 環境教育活動ポスターの提出	3月上旬に、活動の成果等をまとめた報告書を提出します。
翌年度	環境教育活動発表会での発表	平成30年度に活動した成果を発表します。



資

料

○日立市環境基本条例

平成11年12月22日
条例第19号

前文

日立市は、阿武隈山地と太平洋に囲まれた自然環境に恵まれたまちである。先人たちは、これらの自然の恵みの中で生活を営み、住みよいまちを築き上げる努力を続けてきた。

しかしながら、今日の社会経済活動は、利便性の向上と物質的な豊かさをもたらした一方で、資源やエネルギーを大量に消費することなどにより、環境汚染や自然破壊など環境への影響を増大させ、人類の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たちは、安全で快適な生活を営むために健全で豊かな環境の恵みを楽しむ権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有する。

私たちは、生態系の一部として存在し、限りある環境から多くの恵みを受けていることを自覚し、人と自然との共生を適切に確保するとともに、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築していくため、市民、事業者及び市が連携し、協力し合って、良好な環境を創造していく社会を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で豊かな環境の恵みを楽しむとともに、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生できるような多様な自然環境が体系的に保全されるように行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会が構築されることを目的として、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するように、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、緑地、水辺等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全すること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いを保つとともに、身近な緑や水辺などに恵まれた生活環境の確保、地域の特性が生かされた良好な景観の形成及び歴史的文化的資源の保全を図ること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を推進することにより、環境への負荷の低減を図ること。
- (5) 地球環境保全の推進を図ること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ日立市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境の保全及び創造のための基本的施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(規制等の措置)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講ずるものとする。

(1) 公害を防止するために必要な規制の措置

(2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制及び指導の措置を講ずるように努めなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する協定)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者又は開発行為を行おうとする者と環境の保全に関し必要な協定を締結するように努めるものとする。

(経済的措置)

第13条 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する措置をとることを助長するため必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備の推進)

第14条 市は、環境への負荷の低減のための施設の整備及び公園、緑地その他の快適な生活の確保のための施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第15条 市は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正処理に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育等の推進)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する教育、学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これに関する活動を行う意欲を増進させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第17条 市は、市民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第18条 市は、前2条に定める事項を推進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する活動の事例その他の環境の保全及び創造に関し、必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第19条 市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第20条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(事業者の環境管理等の促進)

第21条 市は、事業者がその事業活動に伴う環境への負荷の低減について効果的に取り組めるように、事業者が自ら行う環境管理(環境の保全及び創造に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成、体制

の整備等をいう。)及びこれに関する監査等が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の意見の反映)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(市民等との協力)

第23条 市は、市民等と協力して、環境の保全及び創造を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第24条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境保全に関する国際協力)

第25条 市は、国、他の地方公共団体及び市民等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会

(環境審議会の設置等)

第26条 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、日立市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長が委嘱又は任命する委員20人以内をもって組織する。

3 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会は、第1項に規定する調査審議を行うために必要があるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

5 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第5章 雑則

(年次報告)

第27条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策を明らかにした年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(個別条例の制定)

第28条 この基本条例の施行に必要な個別条例は、別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(日立市環境をまもる基本条例の廃止)

2 日立市環境をまもる基本条例(昭和49年条例第1号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に日立市公害対策審議会規則(昭和49年規則第62号)第2条の規定により委嘱又は任命された日立市公害対策審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第26条第2項の規定により、審議会の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日における日立市公害対策審議会規則第3条の規定により委嘱又は任命された日立市公害対策審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

日立市環境都市宣言

—うるおいが活力を生むまち—

日立市は、朝日立ち昇る太平洋とみどりの阿武隈山地に囲まれた、四季の彩り美しい近代産業のまちです。

かつて、鉱山の煙害や河川の汚濁など深刻な公害問題に直面した時代がありましたが、大煙突建設、大島桜の植栽、下水道整備に見られるように市民、企業、行政が協力し、問題を解決してきた誇らしい歴史を持っています。

しかし近年、私たちは、ごみ問題、生態系破壊、地球温暖化、オゾン層破壊など、新しく困難な問題を抱えることになってしまいました。

これら環境問題の最大の被害者は、これから後の世代です。将来の市民に対し、環境と活力の調和した、持続可能な社会を創ることが、今に生きる私たちの使命です。

私たちは、今こそ先人の偉業に学び、協力して問題に取り組み、「いのち」の共生するこの環境を未来に引き継ぐことを決意して、ここに「環境都市・日立」を宣言します。

- ◎ 私たちは、山・川・海など恵み多い自然と共に生きられるよう、この自然環境をまもり、育てていきます。
- ◎ 私たちは、地球環境にやさしい循環型社会を創るため、一人ひとりが、省資源、省エネルギー、リサイクルに心がけた生活をおくります。
- ◎ 私たちは、環境の歴史的シンボルである「さくら」を愛し、美しく快適なまちを創ります。
- ◎ 私たちは、ものづくりの精神を活かし、環境にやさしい技術の開発や活用に努めます。
- ◎ 私たちは、一人ひとりが、学び、考え、行動し、市民・企業・行政のパートナーシップでより良い環境を創っていきます。

平成17年3月25日
日立市

平成29年度日立市環境教育活動支援事業補助金活用団体活動報告書

印刷・製本

株式会社 昭和活版所

編集・発行

日立市 生活環境部 環境政策課

〒317-8601 茨城県日立市助川町1-1-1

TEL：0294-22-3111（内線297）

FAX：0294-21-5016

E mail：kansei@city.hitachi.lg.jp

平成30年7月発行



そこ吹く風、ひたち風。